

一般社団法人 千葉県高圧ガス保安協会 入会ご案内

技術の伝承と保安情報の共有化で
社会に信頼される自主保安を推進しよう

2026年4月

入会ご案内



- 当協会は、昭和34年4月に「千葉県高圧ガス保安協会」として設立され、昭和62年3月3日に社団法人の許可を得て「社団法人千葉県高圧ガス保安協会」誕生、平成25年4月1日「一般社団法人千葉県高圧ガス保安協会」に名称変更いたしました。
- この間、千葉県の工業発展とともに会員も増加し、現在274事業所（令和7年度末現在）の加入をいただいております。当協会は、千葉県産業保安課のご指導のもと「高圧ガスの製造、流通及び消費の全般にわたり、高圧ガス関係事業所、消費者及び一般市民の保安の確保を図り、もって公共の安全に寄与することを目的」として、各種事業を行い、高圧ガス関係事業所の「保安の推進」を図る団体です。とりわけ、昭和62年より開始されました「自主保安の推進」につきましては、千葉県産業保安課、会員事業所、協会が三位一体となり「自主保安体制の確立」と高圧ガス保安の確立」を推進しています。
- かかる観点から当協会は、「会員の皆様への最大の還元と最高のサービス」をモットーにして運営しております。

会費について

事業所の規模に応じてA級、B級、C級、D級、E級に区分されます。

- **A級** 特に大規模な高圧ガス製造者
- **B級** 大規模の高圧ガス製造者、高圧ガス消費者及び大規模の機器製作者等
- **C級** 中規模の高圧ガス製造者、高圧ガス消費者、高圧ガス販売業者及び機器製作者等その他高圧ガス関連業者
- **D級** 小規模の高圧ガス製造者、高圧ガス消費者、機器製作者等高圧ガス販売業者及び高圧ガス輸送業者。その他本協会の目的に賛同された方
- **E級** ごく小規模の高圧ガス製造者、輸入検査事業所、本協会の目的に賛同された方

※参考 E級会員：年会費2万円

協会会員の特典

1. 高圧ガス法令や保安に関する情報提供を迅速に受けられます。
2. 協会主催の研修会や講演会に優先的に受講でき、かつ一部を除き無料です。
3. 協会主催の訓練に参加、又は見学ができます。
4. 協会主催の講習会に会員価格で参加できます。
5. 高圧ガス関係の書籍（協会出版の書籍を含む）が会員特別価格で購入できます。
6. 高圧ガス保安法等のコンサルタントが受けられます。
7. 協会を窓口として、高圧ガス関係の表彰の推薦を行います。（但し、資格要件を満たす）
8. 会員相互の情報交流の場を提供し、保安情報の共有化ができます。
9. 高圧ガス輸入検査手続きの詳細な説明指導が受けられます。
10. CE（コールドエバポレーター）設備の検査・指導が受けられます。
11. 会報（年2回）とホームページ（会員専用）の閲覧ができます。
12. 高圧ガス容器管理の指導と所有者不明容器のご相談に応じております。

各種講習会

1. 資格取得講習

- ①移動監視者(総合) 検定講習 ②高圧ガス輸送員認定講習 ③CE等保安監督者認定講習

※当協会より「千葉県高圧ガス輸送関係保安基準集」「千葉県CE等の保安に関する基準集」を発行

2. 定期保安講習

- ①移動監視者定期保安講習 ②輸送員定期保安講習 ③CE等保安監督者定期保安講習

3. 高圧ガス国家試験対策講習

- ①甲種・乙種(法令)対策講習 ②丙種化学特別(法令)対策講習

4. 千葉県高圧ガス流通保安協会講習

- ①高圧ガス取扱者保安講習 ②高圧ガス販売従業者定期保安講習

※当協会より「千葉県高圧ガス販売・消費保安基準」を発行

5. セミナー

- ①トップセミナー：高圧ガス製造事業所の経営者・工場長クラス対象のセミナー
- ②ミドルセミナー：高圧ガス製造事業所の安全管理者クラス対象のセミナー

高圧ガス輸入検査業務 (指定輸入検査機関)

コールドエバポレーター(CE)保安検査業務 (千葉県CE検査事務所)

1. 高圧ガス輸入検査業務

高圧ガス保安法第22条第1項の規定により、高圧ガスを輸入した者は、高圧ガスが陸揚げされた後、都道府県知事又は当該陸揚地が指定都市(千葉市)の区域内にある場合は、当該陸揚地を管轄する指定都市の長の輸入検査を受け、当該高圧ガスの性状及びその容器が輸入検査技術基準に適合していると認められた後でなければ、これを移動してはならないと定められております。当協会では、平成19年2月28日に、指定輸入検査機関として千葉県知事の指定を受け、次の高圧ガスの輸入検査業務を行っております。

- ① 一般高圧ガス保安規則第45条の2に定める輸入検査
- ② 液化石油ガス保安規則第45条の2に定める輸入検査
- ③ 冷凍保安規則第31条の2に定める輸入検査

つきましては、輸入する高圧ガスを千葉県内で陸揚げされる方(法人又は個人)は、当協会あてに輸入検査申請書を提出していただければ、当協会が輸入検査を実施し、輸入検査技術基準に適合している場合は、輸入検査合格証を発行いたします。

2. CE保安検査業務

高圧ガス保安協会の委託を受け、千葉県CE検査事務所として第一種製造者が所有するCE設備の保安検査を行っております。第一種製造者は、一般高圧ガス保安法第79号第2項により3年ごとに保安検査を受けなければなりません。保安検査申請者は、保安検査事前連絡表を添えて千葉県CE検査事務所に申請してください。⁶

※CE：コールドエバポレーター (Cold Evaporator)



各種訓練



- 高压ガス輸送車等防災訓練
- 空気呼吸器装着訓練



ありがとうございました

★関連団体（業務受託）

- ・千葉県高圧ガス流通保安協会
- ・千葉県高圧ガス地域防災協議会

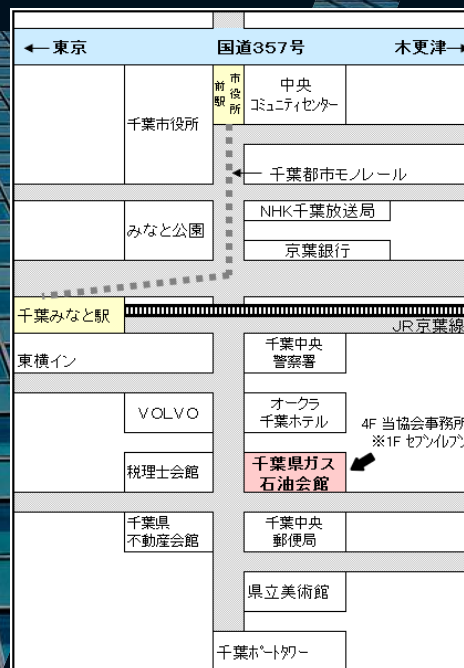


★ホームページ

<https://www.c-khk.or.jp/>



★千葉県収入証紙売りさばき所
証紙販売も行っておりますので、
宜しくお願い致します。



一般社団法人千葉県高圧ガス保安協会
所在地

〒260-0024

千葉県千葉市中央区中央港1丁目13番地1

TEL. 043-246-0027

FAX. 043-246-9557